

十一 発行日
 十一 発行価格
 十二 入札競争
 十三 札発行
 十四 利率
 十五 経過利率
 十六 払込み

平成十六年九月二十七日
 額 面金額につき百円二十七
 額 以上のそれぞれに応募価格
 額 面金額百円につき百円二十八
 銭
 年 ○・八パーセント
 (一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{7}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定

する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	十六	十七	十八	十九	二十
第二期以後の利子	償還金額	償還金額	元利支	払込参加	払込参加
毎年三月二十日及び九月二十日	を、その日以前六月間に属する	て、その日以前六月間に属する	利子を払う。	平成二十一年九月二十日	額面金額百円につき百円
日本銀行	財務大臣から通知を受けた者				